

## 公募型プロポーザル全般に関する質問及び回答(質問期間①)

No.	資料名 ページ番号 項目	質問	回答
1	応募案内 3 提出書類の作成要領-(1)	「名簿で支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印」とありますが、参加要件の実績や配置予定技術者は本社や他の支店に属するものでも宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、本社や他の支店に所属する方を配置予定技術者とする場合も、打合せ等の本委託業務を適切に遂行してください。
2	公告文 2ページ 4プロポーザル方式参加要件-(2)	「1棟が5階建て以上かつ10,000㎡以上の庁舎の新築、改築または増築」について…とありますが、耐震改修設計監理業務も実績に含まれると考えてよろしいでしょうか？	耐震改修工事及びその他改修工事に係る設計業務は実績に含みません。
3	公告文 2ページ 4プロポーザル方式参加要件-(4)-オ	各担当技術者、(兼任は不可)とありますが、兼任とは管理技術者と主任技術者との兼任や電気設備担当主任技術者と機械設備担当主任技術者の兼任などを指していて、本件以外のプロジェクトの担当者を兼任することを意味するものではないと考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、本件以外のプロジェクトと兼任する場合も、打合せ等の本委託業務を適切に遂行してください。
4	公告文 3ページ 4プロポーザル方式参加要件-(10)	明石市税については、納税義務が無い場合は未納が無いことの証明等は不要と考えて宜しいでしょうか。	明石市税については、納税義務の有無にかかわらず、証明等の提出は不要です。 明石市税の納税状況の確認については、参加申請者の同意を得た上で、必要に応じて市長が関係課に報告を求めることとしています。(様式4:公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書を参照)
5	公告文 4ページ 8一次審査に関する書類(参加申請書等)の提出	1次審査書類を持参する場合の、綴じ方についてご教示ください。	様式(その添付書類を含む。)ごとにクリップ止めしてください。ホチキス止め、製本等は行わないでください。

## 公募型プロポーザル全般に関する質問及び回答(質問期間①)

No.	資料名 ページ番号 項目	質問	回答
6	公告文 4ページ 8一次審査に関する書類(参加申請書等)の提出-(1)-ウ、オ	雇用関係を証する書類等(写)は健康保険証としてよろしいでしょうか。 健康保険証に社名の表示がない者については社員証も一緒に添付するとしてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
7	公告文 5ページ 11-(1)-ウ業務実績調書	※8-(1)と同様な場合は提出不要とありますが、二次審査のために、一次審査で記載した実績とは別の実績を記載することが可能ということでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、一次審査と二次審査で別の実績を記載していただいた場合でも、書類審査の加点対象となるのは1件のみとなります。
8	特記仕様書 2ページ I-5-(2)施設の条件	「公用車、議員関係車両等については、別途駐車場(約130台)を計画するものとするが、上記立体駐車場に駐車台数の一部を確保することも可とする。」とありますが、すべての台数を立体駐車場にて確保することも可でしょうか。	すべての公用車、議員関係車両等の駐車場を立体駐車場で確保することを妨げるものではありませんが、その際は、大規模災害等の非常時においても公用車の迅速かつ確実な入出庫等が可能になる計画としてください。
9	特記仕様書 2ページ I-5-(2)施設の条件	来庁者用250台分と公用車・議員関係車両の130台分は明確にエリアを区分する必要性についてご教示ください。	特記仕様書に記載のとおり、立体駐車場に公用車、議員関係車両等の駐車台数の一部を確保しても構いません。また、No.8で回答したとおり、すべての公用車、議員関係車両等の駐車場を立体駐車場で確保することを妨げるものではありませんが、その際は、大規模災害等の非常時においても公用車の迅速かつ確実な入出庫等が可能になる計画としてください。
10	特記仕様書 2ページ I-5-(2)施設の条件	表下部※印に「公用車、議員関係車両については、別途駐車場(約130台)を計画するものとするが、上記立体駐車場に駐車台数の一部を確保することも可とする。」との記載がありますが「公用車」の内訳(マイクロバス、トラック等の有無及び台数)をご教示ください。	公用車の内訳は、次のとおりです。 ・マイクロバス 2台 ・中型車 2台 ・道路作業車等 5台 ・普通車、軽自動車 121台

## 公募型プロポーザル全般に関する質問及び回答(質問期間①)

No.	資料名 ページ番号 項目	質問	回答
11	特記仕様書 5ページ I-6 業務内容	新築敷地にある既存建物(市役所駐車場など)の仮設移転および仮設地確保・整備に関する設計業務は今回業務対象外と考えてよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
12	特記仕様書 5ページ I-6業務内容-(1)	その他付帯工事とは具体的に何を示すものかご教示ください。	本業務プロポーザル方式により提案された内容により、個別に発生する土木工事や造成工事等の設計業務を示します。
13	特記仕様書 5ページ I-6業務内容-(2)	現庁舎解体工事の開始時期、工事期間について現段階での予定についてご教示ください。	現庁舎等の解体工事着手の時期は、新庁舎建設工事完了後に実施予定の備品等の移設完了後としますが、具体的な着手時期、工事期間等については、特記仕様書(2ページ) I-5-(3)-②工事期間を参考に、本業務において、関連工事の工程、工期等を算出の上検討してください。
14	特記仕様書 5ページ I-6-(4)-④電波障害調査	本業務では机上調査までと考え、現地調査は別途と考えてよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
15	特記仕様書 5ページ I-6-(4)-⑧申請手続業務 別添「現況配置図」	今回の業務で敷地区画を変更されることが確認できますが、区画変更に関する、都市計画法第34の2の手続・協議済みであり、今回の業務には含まないと考えてよろしいでしょうか？ また、区画変更に伴う開発工事等(土木関連)も発生しないため、今回業務の対象範囲外と考えてよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。 活用予定地の活用方法を決定後に、必要な場合は別途実施予定です。
16	特記仕様書 5ページ I-6-(4)-⑧申請手続業務 別添「現況配置図」	「都市計画法第34条の2の協議が必要な場合」とありますが、今回の業務で土地形質変更が必要な計画を行う場合に限り、開発工事等(土木関連)が発生すると考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。

## 公募型プロポーザル全般に関する質問及び回答(質問期間①)

No.	資料名 ページ番号 項目	質問	回答
17	特記仕様書 6ページ I-6業務内容-(5)-③、④	「作成後に計画内容の変更があった場合は修正作業を行うこと」とありますが、業務期間内の変更に対する対応と考え、また作成承認後の変更指示についての対応は別途協議と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
18	特記仕様書 6ページ I-6-(5)-⑥広報誌、広報用パンフレットの作成	想定される仕様(内容、頁数、掲載・発行回数等)及び部数等をご教示ください。	現時点で広報誌や広報用パンフレット、市民説明用資料の仕様や発行回数等は未定ですが、これらの作成に当たっては、受託者には作成に必要な図や資料の提供を依頼し、作成は市が行う予定にしています。
19	特記仕様書 6ページ I-6-(5)-⑦市民説明用資料の作成	⑥広報誌、広報用パンフレットとは別途説明用資料を作成すると理解しますが、詳細の仕様(想定される内容、頁数、回数等)等ございましたらご教示ください。	No.18と同じ。
20	特記仕様書 6ページ I-6-(5)-⑨建築後の維持保全計画の策定	成果品のイメージ等詳細仕様をご教示ください。	新庁舎のライフサイクルコストを算出する建物の主要部位及び主要機器ごとの保全計画等と想定しています。
21	特記仕様書 6ページ I-6業務内容-(5)-⑩	現在庁舎に設置している機器類等の例示がいくつかございますが、それ以外にあれば全てご教示ください。	屋上設置機器としては、兵庫県衛星通信ネットワークの機器があります。屋内設置機器は一般的な庁舎の機器類であり、現場調査のうえで設計業務をすすめてください。
22	特記仕様書 6ページ I-6業務内容-(5)-⑩	既存庁舎に設置されている機器類等は、既設機器を新庁舎に全て移設と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
23	特記仕様書 6ページ I-6業務内容-(5)-⑩	現庁舎の設置している機器類等の扱いについては、現状の設備を移設するとの理解でよろしいですか。(システム設計等は別途)	貴見のとおりです。

## 公募型プロポーザル全般に関する質問及び回答(質問期間①)

No.	資料名 ページ番号 項目	質問	回答
24	特記仕様書 8ページ II-2-(3)-<内部動線>②	「使用状況及び管理区分を考慮し」とありますが、今回の庁舎の計画において異なる管理区分を想定している部門、部署、施設等があれば具体的にご教示ください。	管理区分については、セキュリティレベル順に①「立体駐車場、広場等の屋外部分」、②「エントランスホール、窓口、通路、階段、エレベーター等の来庁者等も出入りする共用部分」、③「会議室、相談室、応接室等の職員と限定された来庁者のみが入り出する部分」、④「執務室等の原則職員のみが入り出する部分」、⑤「その他、特定の職員のみが入り出する重要諸室」を想定しています。部門、部署、施設等の詳細については、本業務において、別途発注予定の「(仮称)オフィス環境整備支援業務委託」と連携し、担当職員と協議の上決定していきます。
25	特記仕様書 9ページ II-2-(5)諸室計画-④	『「(仮称)オフィス環境整備支援業務委託」と連携し』とありますが、その業務の予定履行期間をご教示ください。	2020年(令和2年)8月下旬頃から新庁舎への移転が完了するまでを予定しています。
26	特記仕様書 9ページ II-2-(7)安全・防災計画-②	「必要な防災機材を備蓄する倉庫」の大きさをご教示ください。	現庁舎における防災資機材を備蓄する倉庫の面積は、約44㎡です。現状の倉庫面積、本市の規模等から、適正と考える倉庫を提案してください。
27	特記仕様書 10ページ II-2-(9)解体・外構計画	④駐輪場台数は現状(来庁者と職員用の合計300台)と同程度を確保すること。との記載がありますが現状の内訳(来庁者及び職員用、バイクと自転車の台数)をご教示ください。	市役所新庁舎建設基本計画4ページ2-(1)-⑥駐輪台数を参照してください。
28	特記仕様書 11ページ II-4-(1)共通事項	既存庁舎のエネセンからの電気供給範囲をご教示ください。	既存本庁舎から電気供給している建物及び施設は、本庁舎事務棟、窓口棟、議会棟、立体駐車場、南会議室棟及び明石中央52号線の排水ポンプです。分庁舎、中崎分署棟、西庁舎、市民会館は、個別に受変電設備が設置されています。詳細については、閲覧対象資料にて確認してください。

## 公募型プロポーザル全般に関する質問及び回答(質問期間①)

No.	資料名 ページ番号 項目	質問	回答
29	特記仕様書 11ページ Ⅱ-4-(3)幹線・動力設備	既存庁舎の契約電力、年間使用電力量をご教示ください。	本庁舎、分庁舎、西庁舎の契約電力は、それぞれ1,000kW、60kW、59kWです。本庁舎、分庁舎、西庁舎の年間使用電力量は、それぞれ約200万 kWh、約17万 kWh、約12万 kWhです。
30	特記仕様書 13ページ Ⅱ-5-(2)空調・換気設備・ 自動制御設備	隣接する市民会館のエネルギーについて、機械設備の熱源位置及び市民会館への熱供給ルートを提示ください。また、市民会館の電気設備(電力引き込み、受変電設備等)は現庁舎とは分離されていると考えてよろしいでしょうか。	市民会館の熱源は本庁舎窓口棟1階の機械室にある本庁舎熱源と共用になっています。熱供給ルートの図面はありませんが、本庁舎東側から屋外地中埋設し議会棟北側を通り市民会館の西側まで地中配管により供給しています。市民会館側の配管接続位置は、別紙1「明石市民会館 空調設備工事1階平面図」を参照してください。 なお、空調冷温水以外の設備(電気設備も含む。)については、現庁舎と市民会館は分離されています。
31	特記仕様書 13ページ Ⅱ-5-(2)空調・換気設備・ 自動制御設備-①	市役所熱源機械室から市民会館への既設冷温水供給ルートをご教示ください。	No.30と同じ。
32	特記仕様書 13ページ Ⅱ-5-(2)空調・換気設備・ 自動制御設備-①	隣接する市民会館と空調熱源を共有しているとのことですが、新庁舎も市民会館と空調熱源を共有するということ为宜しいでしょうか。	空調熱源を共有するか否かについては、特記仕様書記載のとおりライフサイクルコスト等の検討により決定する予定です。市民会館に単独で熱源を設置する場合も、その設計業務は本業務に含むこととしてください。
33	特記仕様書 13ページ Ⅱ-5-(2)空調・換気設備・ 自動制御設備-①	熱源360RTは市民会館単独の容量か、それとも現庁舎と市民会館を合計した容量でしょうか。ご教示ください。	360RTは市民会館単独の概算容量です。

## 公募型プロポーザル全般に関する質問及び回答(質問期間①)

No.	資料名 ページ番号 項目	質問	回答
34	特記仕様書 13ページ Ⅱ-5-(2)空調・換気設備・ 自動制御設備-①	市民会館内の空調方式の改修は、今回工事に含まれていない、と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおり、市民会館の熱源は今回工事に含みますが、建物内部の空調改修は含んでおりません。
35	特記仕様書 13ページ Ⅱ-5-(2)空調・換気設備・ 自動制御設備-①	市民会館内の空調は、冷水/温水の切替で冷房/暖房を切替えている、と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
36	特記仕様書 15ページ Ⅲ-2実施設計に関する成果 図書	(1)設計図②CADデータについて、JWWデータとして提出とありますが、DXFは不可と考えてよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
37	特記仕様書 16ページ Ⅳその他(特記事項)-8	「上記の協議、書類提出等に要する費用は、本業務に含む」とありますが、申請等手数料も業務参考見積書の金額に含めることで宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
38	特記仕様書 17ページ Ⅳその他(特記事項)-19	補助金申請の具体的な内容についてご教示ください。	補助金申請、起債申請に必要な資料とは、設計図面、内訳書及び内訳明細書に、補助金及び起債の対象内外等を記載した資料のことを示します。詳細については、本業務において担当職員と協議の上決定します。
39	特記仕様書 別添「現況配置図」	基本計画(37ページ)と現況配置図の庁舎配置図に相違がございます。基本計画を正として考えてよろしいでしょうか。	市役所新庁舎建設基本計画に合わせて、市役所立体駐車場の西側道路の一部が庁舎建設ゾーンに含まれるように別添「現況配置図」を変更し、変更版を市ホームページに掲載します。(別紙2「【公募型プロポーザル方式】明石市役所新庁舎建設設計業務委託に係る特記仕様書(別添「現況配置図」)の変更について」参照)

## 公募型プロポーザル全般に関する質問及び回答(質問期間①)

No.	資料名 ページ番号 項目	質問	回答
40	特記仕様書 別添「現況配置図」	別添「現況配置図」の赤一点鎖線の範囲を正とする場合、明石中央52号線から庁舎建設ゾーンに対して、道路斜線が発生するものと考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
41	提出書類の作成要領	業務実績調書(様式6)及び配置予定技術者調書(様式7-①～⑤)に添付する業務の完了が確認できる書類として「完了届(発注者の受領印があるもの)」が例示されていますが、PUBDISを用いることができると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
42	提出書類の作成要領	一次審査、二次審査共提出書類の体裁(クリップ止め、ファイル綴じ等)をご教示ください。	No.5と同じ。
43	様式5:保有する一級建築士の届出書	20名を超えて在籍する場合も、参加要件を証明するために必要な20名のみを記載することで宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
44	様式6:業務実績調書	参加要件の適合を証明するために、規模等要件を満たす「議場を有する庁舎」と「免震構造を採用した庁舎」それぞれ基本設計と実施設計の2件ずつ、最大4件までを記載することで宜しいでしょうか。	参加要件に適合することを証明するために必要な件数を記載してください(1件ですべてを満たす場合は、1件で構いません。)
45	様式7-⑥ 配置予定技術者調書(意匠担当技術者)	様式7-⑥において、業務実績欄に斜線が記入されていますが、業務実績は記入不要と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、意匠担当技術者については、書類審査の段階で加点要素がないため、本様式への実績の記入は不要としていますが、様式17の実施体制調書等に当該意匠担当技術者の実績を記入することを妨げるものではありません。
46	様式17:実施体制調書 様式18:設計工程表	様式17～様式18の書式について、余白を示す枠線の表記は必要と考えて宜しいでしょうか。	様式17、様式18については、上下左右の余白を12.7mm以上とすれば、余白を示す枠線の表記は、必ずしも必要ではありません。また、様式19、様式20についても同様の取扱いとします。

## 公募型プロポーザル全般に関する質問及び回答(質問期間①)

No.	資料名 ページ番号 項目	質問	回答
47	審査基準【書類審査】 2-2配置予定技術者	「2)意匠担当主任技術者に、参加要件(2)と同様の意匠主任担当技術者としての実績がある。」とありますが、管理技術者としての実績がある者でも同様と考えてもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
48	配置図等関係資料 【資料 11】下水道現況図 【資料 12】水道現況図	計画敷地内を通っている水道、下水道本管についてはルート変更の盛替え可能と考えて宜しいでしょうか。	ルート変更の盛替えは可能ですが、仮設工事や下水道管内の光ファイバーケーブルも含め盛替えに係る協議や実施設計は本業務範囲とします。また工事費についても本工事の120億円に含んでください。
49	配置図等関係資料 【資料 11】下水道現況図 【資料 12】水道現況図	No.48の盛替えが可能な場合に、盛替えルートについて計画上考慮しておくべき条件があればご教示ください。	下水道管内の光ファイバーケーブルは、下水道管に通線可能な特殊なケーブルです。用途は、下水道施設の監視だけでなく、本庁舎と本庁舎以外の施設間の電話や情報通信を行っています。
50	配置図等関係資料 【資料 14】道路現況図	道路現況図の庁舎・立体駐車場新築敷地内外に記載されている地盤高は T.P.(東京湾平均海面)基準と理解して宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
51	配置図等関係資料 【資料 14】道路現況図 【資料 15】敷地公図(写) 【資料 16】明石市役所全体配置図 特記仕様書 別添「現況配置図」	道路現況図、敷地公図(写)、明石市役所全体配置図等関係資料に敷地境界線と思われる赤線の範囲が記載されていますが、別添「現況配置図」の赤一点鎖線の範囲と相違しています。敷地境界線は別添「現況配置図」の赤一点鎖線の範囲を正として宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、No.39で回答したとおり、別紙2「【公募型プロポーザル方式】明石市役所新庁舎建設設計業務委託に係る特記仕様書(別添「現況配置図」)の変更について」も参照してください。

## 公募型プロポーザル全般に関する質問及び回答(質問期間①)

No.	資料名 ページ番号 項目	質問	回答
52	市役所新庁舎建設基本計画 21ページ 2-(4)-⑤各候補地の特徴 (一覧) ハザードマップ	現在地の防災面のリスク欄に記載がある「津波への警戒が必要(標高3m未満)」「浸水想定 0.5m 未満(立体駐車場部分は3m未満)」について、ハザードマップに津波については高さの基準がT.P.(東京湾平均海面)と示されていますが、浸水想定についても同様と考えて宜しいでしょうか。	浸水想定は、現状の地盤面が基準となります。
53	市役所新庁舎建設基本計画 21ページ 2-(4)-⑤各候補地の特徴 (一覧) ハザードマップ	現在地の防災面のリスク欄に記載がある「浸水想定 0.5m 未満(立体駐車場部分は3m未満)」について、ハザードマップで判別しづらく、0.5m未満と3m未満の範囲をご提示いただけますでしょうか。	別紙3「明石市ハザードマップ(P.17)の拡大図」を参照してください。 なお、現在のハザードマップは、1000年に1回程度起こる大雨より大きい降水による浸水想定に基づくものですが、市役所新庁舎建設基本計画21ページに掲載している現在地の浸水想定は、改定前のハザードマップ(100年に1回の確率で降ると想定される大雨による浸水想定)によるものとなっています。
54	市役所新庁舎建設基本計画 35ページ 3-(4)規模	庁舎規模の試算において、総務省基準に基づく試算34,500㎡の計算根拠をご教示ください。	別紙4「総務省基準及び国土交通省基準に基づく庁舎規模の試算」のとおりです。 なお、これらの試算は、平成28年4月1日現在の職員数(1,251人)によるものです。
55	市役所新庁舎建設基本計画 35ページ 3-(4)規模	庁舎規模の試算において、国土交通省基準に基づく試算31,200㎡の計算根拠をご教示ください。	No.54と同じ。

## 公募型プロポーザル全般に関する質問及び回答(質問期間①)

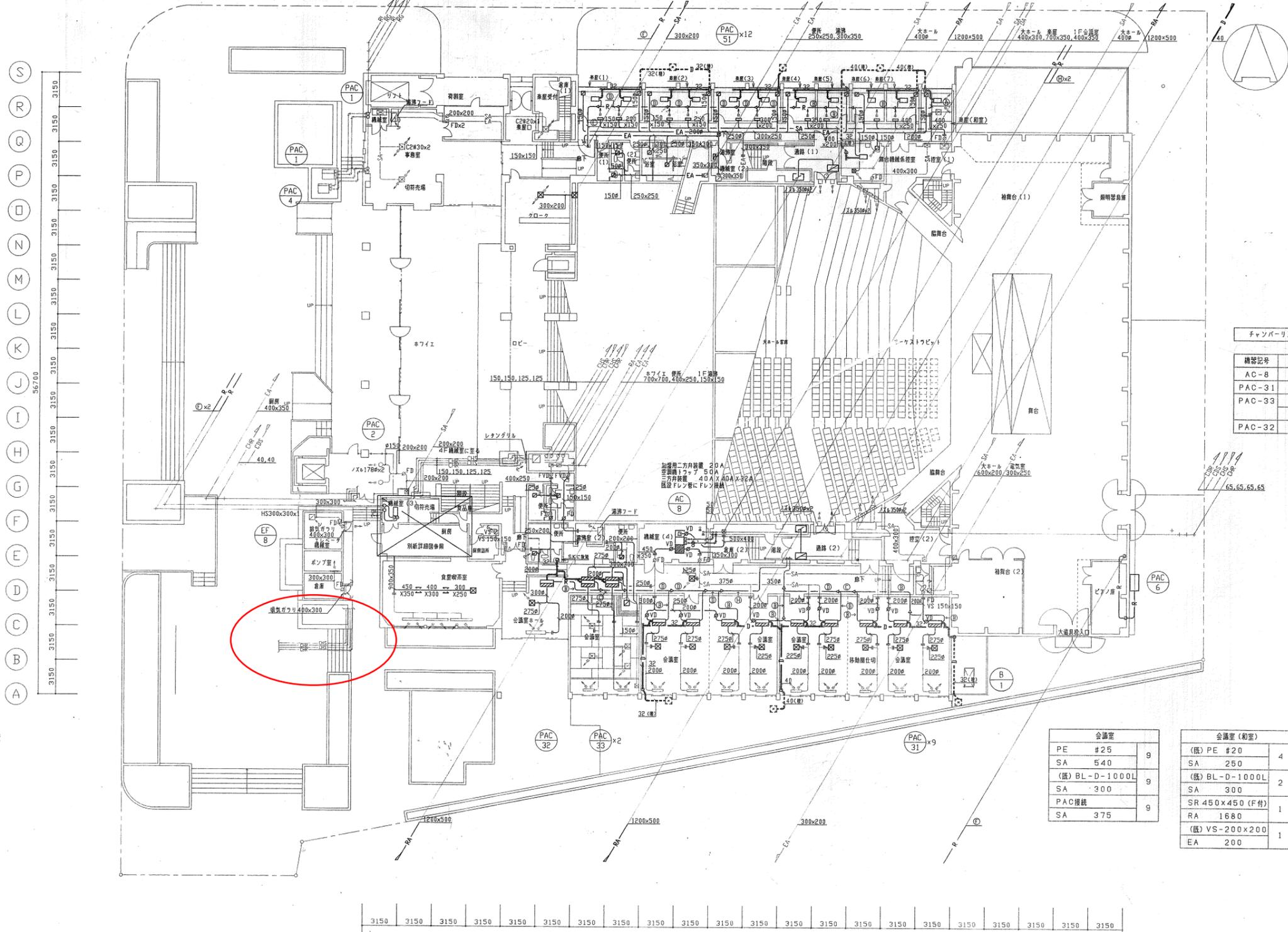
No.	資料名 ページ番号 項目	質問	回答
56	市役所新庁舎建設基本計画 35ページ 3-(4)規模	庁舎規模の試算31,200㎡～34,500㎡に対し、計画面積を21,000㎡以内とした根拠をご教示ください。	<p>総務省基準、国土交通省基準(別紙4「総務省基準及び国土交通省基準に基づく庁舎規模の試算」参照)ともに課長職一人当たりの執務面積が約20㎡となっているなど、試算根拠となる数値が本市の状況と比較して非常に大きくなっています。</p> <p>市役所新庁舎建設基本計画に記載しているとおり、効率的な行政運営及び事業費(市民負担)の観点から、新庁舎の規模については、現庁舎の延床面積である約22,600㎡を超えないことを前提に、新たに導入する機能も含めて、21,000㎡以内に抑えることを目指します。</p>
57	その他	昨年度ご発注の「新庁舎必要面積(適正規模)算定業務委託」の報告書など成果品を開示、或いは、閲覧させていただくことはできるのでしょうか。	<p>成果品のうち現状レイアウト調査の報告書を閲覧対象資料に追加します。</p> <p>閲覧を希望する場合は、電子メールにより担当部局へ「資料閲覧申請書兼参考図面のCADデータ貸与申請書」を提出してください。なお、必ず担当部局への電話連絡により電子メールの着信を確認してください。</p>
58	その他	新庁舎建設工事に係る工事監理業務は、設計業務の受託者が随契にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	工事監理業務の選定方式は、現時点では未定です。
59	その他	本庁舎にて執務する職員の最大人数(必要席数)をご教示ください。	<p>市役所新庁舎建設基本計画(33ページ)に記載のとおり、新庁舎への配置部署については、今後具体的に検討していくこととしています。職員数についても、配置部署により変動することになりますが、現在の本庁舎敷地内の職員数をベースに検討してください。</p> <p>なお、現在の職員数については、市ホームページに掲載している、職員数調査(令和2年4月1日現在)をご参照ください。</p>

## 公募型プロポーザル全般に関する質問及び回答(質問期間①)

No.	資料名 ページ番号 項目	質問	回答
60	その他	計画地は文化財包蔵地ではないと考えて良いでしょうか？	貴見のとおりです。
61	その他	現地の状況及び既存竣工図から判断すると、市役所立体駐車場の北側の国道28号線の車道路肩の雨水集水柵からの雨水が敷地内にある柵に流入しているように思われます。この雨水配管については国道側で改修すると考えてよろしいでしょうか。	立体駐車場北側の国道28号線路肩の雨水は、図面と一部ルートが異なりますが、集水柵から敷地内の雨水柵に流入しています。これらの雨水配管については、工事期間中の仮設も含め本工事とし業務委託範囲としてください。

別紙1 明石市民会館 空調設備1階平面図

茶屋便所(1)	茶屋便所(2)	茶屋浴室	茶屋湯沸	茶屋(1)~(3)	茶屋(4)~(7)	茶屋(和室)	舞台機械係控室
HS 200x200 EA 150	HS 200x200 EA 150	HS 350x350 EA 900	HS 200x200 EA 250	VHS 350x150 SA 150 HS 200x200 EA 150	VHS 350x150 SA 150 HS 200x200 EA 150	C2 # 20 SA 150 HS 200x200 EA 150	C2 # 20 SA 150 HS 200x200 EA 150
1	1	2	1	x3	x4	1	1



チャンバーリスト

機器記号	種別	個数	サイズ	内蔵
AC-8	SA	1	1000x800x800H	GW50t
PAC-31	SA	9	600x300x400H	GW25t
PAC-33	SA	2	600x300x400H	GW25t
	RA	2	700x300x400H	GW25t
PAC-32	SA	1	900x300x400H	GW25t

食堂喫茶室	E2 # 30	3
	SA 1000	
	(既) BL-T-2000	3
	SA 667	

ホワイエ 南 WWC	HS 200x200	1
	EA 150	

ホワイエ 南 WWC	HS 200x200	1
	EA 150	

会議室ホール前 WWC	HS 300x200	1
	EA 400	

会議室ホール前 WWC	HS 300x200	1
	EA 400	

会議室前廊下	PE #12.5	1
	SA 125	

会議室	PE #25	9
	SA 540	
	(既) BL-D-1000L	9
	SA 300	
	PAC接続	9
	SA 375	

会議室(和室)	(既) PE #20	4
	SA 250	
	(既) BL-D-1000L	2
	SA 300	
	SR 450x450 (F付)	1
	RA 1680	
	(既) VS-200x200	1
	EA 200	

会議室ホール	(既) BL-S-1800L	1
	SA 300	
	PE #30	1
	SA 840	

21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43

\* 特記なきフレキシ管は25とする。  
\* 舞台部は別図参照。

07HJ03102

明石市民会館 改修工事  
 D 空調設備工事  
 07 1階平面図 S=1:24  
 安井建築設計事務所

## 別紙 2 : 【公募型プロポーザル方式】明石市役所新庁舎建設設計業務委託に係る特記仕様書（別添「現況配置図」）の変更について

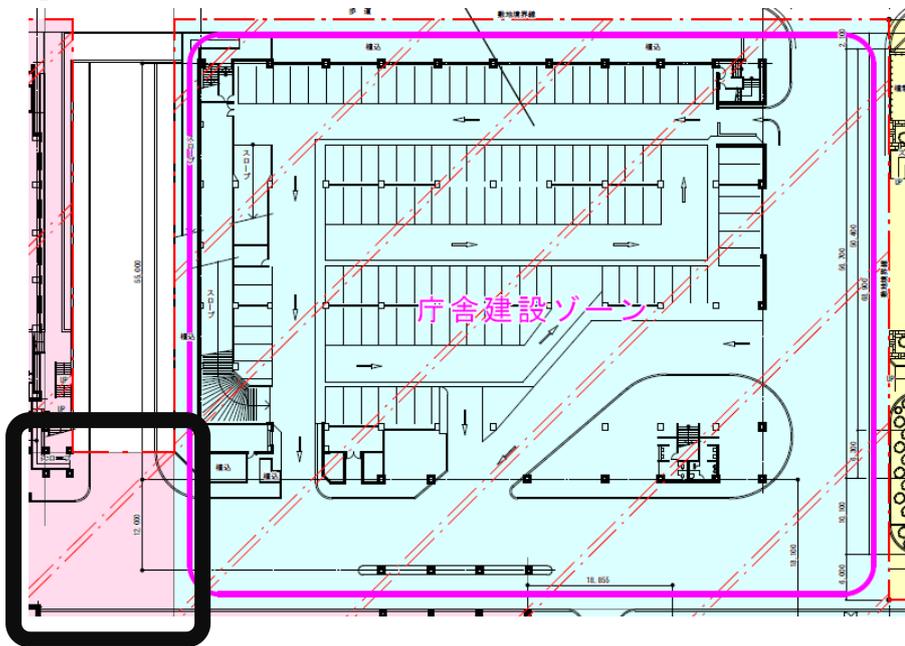
2020年(令和2年)5月19日  
明石市政策局プロジェクト推進室

2020年(令和2年)4月27日付けで公表している【公募型プロポーザル方式】明石市役所新庁舎建設設計業務委託について、「明石市役所新庁舎建設設計業務委託特記仕様書」の別添「現況配置図」を以下のとおり変更することをお知らせします。

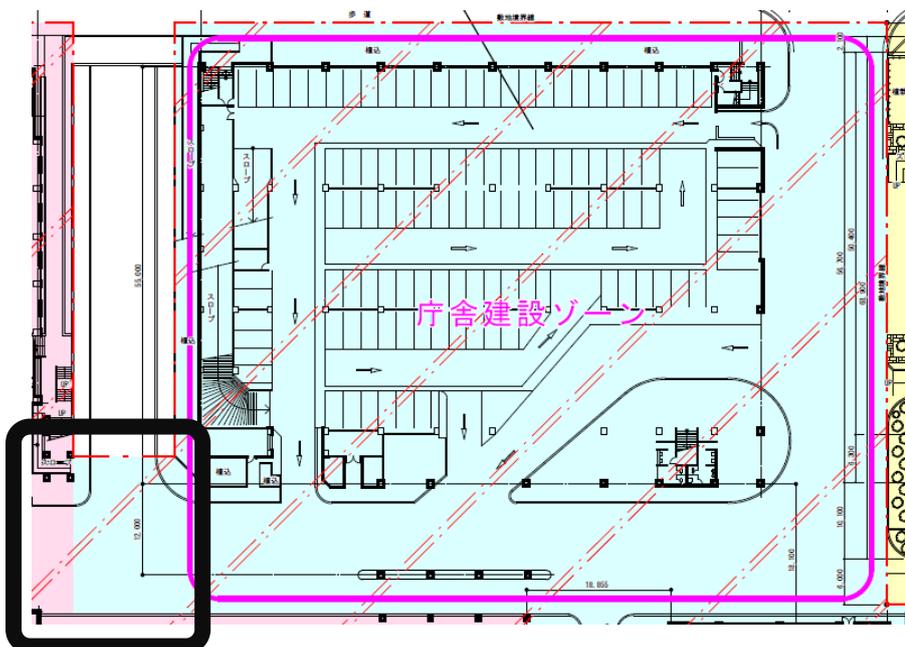
### 現況配置図の変更内容（太枠部分）

庁舎建設ゾーン西側道路の一部を庁舎建設ゾーンに含める。

#### 【変更前】

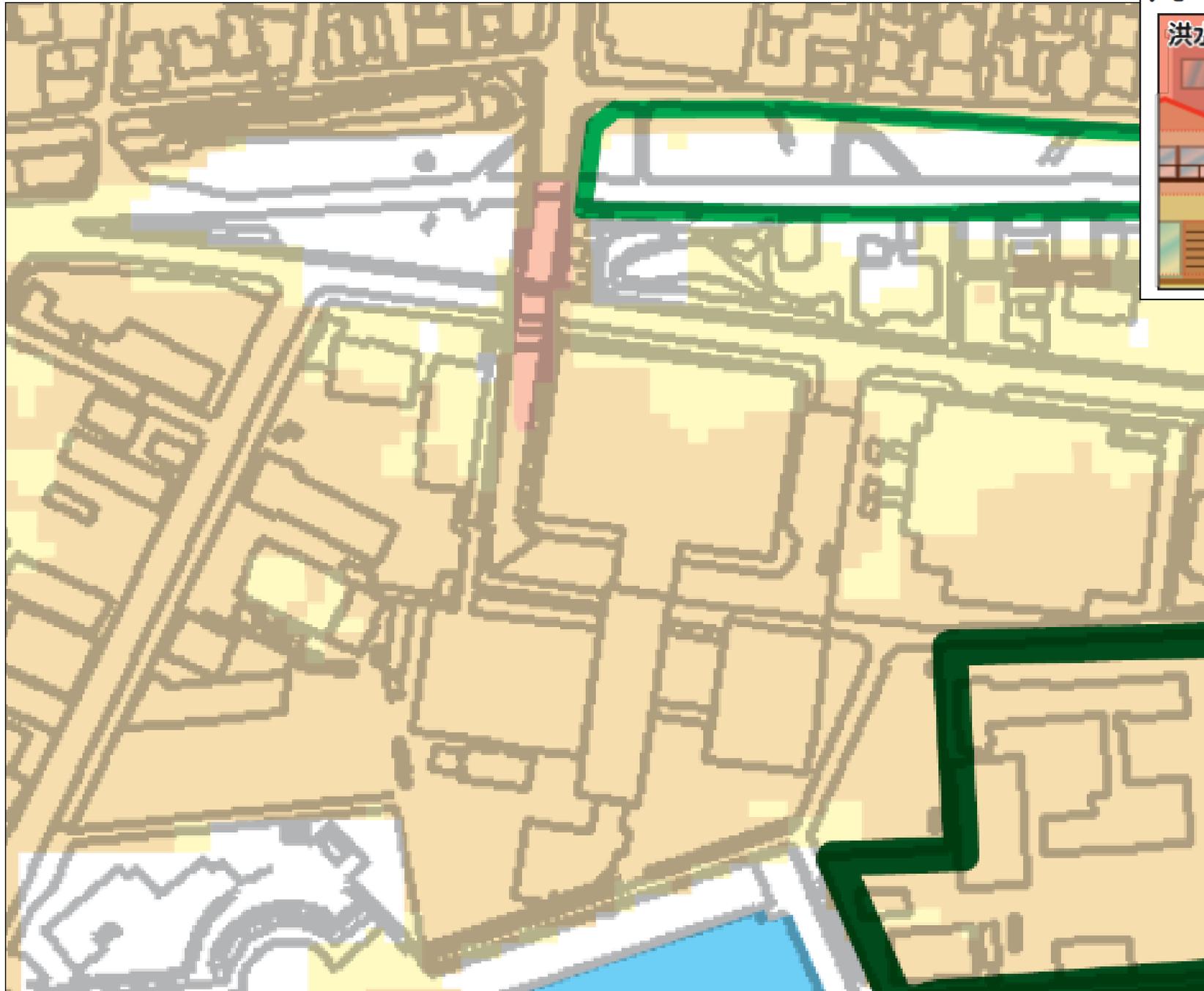


#### 【変更後】



以上

別紙3：明石市ハザードマップ（P.17）の拡大図



**凡 例**

**洪水浸水想定区域**

	5.0～10.0m未満
	3.0～5.0m未満
	0.5～3.0m未満
	0.5m未満

## 別紙 4 : 総務省基準及び国土交通省基準に基づく庁舎規模の試算

### 1 総務省『地方債同意等基準』に基づく試算

職員数を基に、総務省地方債同意等基準に準じて、庁舎の延床面積を下表のとおり試算したところ、約 34,542 m<sup>2</sup>となる。

(ア) 総務省「地方債同意等基準」に基づく面積

室名区分	試算根拠				試算面積 (m <sup>2</sup> )
①事務室	職区分	職員数 (人)	換算率	換算職員数 (人)	11,025
	特別職級	6	20	120	
	理事・部長	20	9	180	
	次長級	36	9	324	
	課長級	111	5	555	
	係長級	193	2	386	
	一般職員	505	1	505	
	再任用職員	51	1	51	
	任期付・臨時職員	329	1	329	
	計	1,251		2,450	
	4.5 m <sup>2</sup> × [換算職員数]				
②倉庫	[事務室面積] × 13%				1,433
③会議室等 (会議室、電話交換室、便所、洗面所その他の諸室)	[計画職員数] × 7.0 m <sup>2</sup>				8,757
④玄関等 (玄関、広間、廊下、階段その他の通行部分)	[事務室、倉庫、会議室等の合計面積] × 40%				8,486
⑤車庫	台数 × 25 m <sup>2</sup> (マイクロバス × 2、中型車 × 10)				300
⑥議事堂 (議場、委員会室及び議員控室)	[議員最大定数] × 35 m <sup>2</sup> ※議員最大数 30 人で算出				1,050
小計					31,051

※本来、製図者に係る換算率は「1.7」とされるが、ここでは一般職員と同様に「1」として扱う。

(イ) 総務省「地方債同意等基準」外の一般的な庁舎に必要な面積

室名区分		試算根拠	試算面積(m <sup>2</sup> )
①防災対策関係	・防災対策室	: 800 m <sup>2</sup>	800
	・諸室	: 130 m <sup>2</sup>	130
②防災対策関係 (通路部分)	・交通部分	: ①×40%	372
③福利厚生関係 (国土交通省基準に よる算出)	・医務室	: 157 m <sup>2</sup>	157
	・売店	: [全職員数] × 0.085 m <sup>2</sup>	106
	・食堂・喫茶室	: 450 m <sup>2</sup>	450
④福利厚生関係 (独自想定)	・健康管理室	: 50 m <sup>2</sup>	50
	・休養室	: 100 m <sup>2</sup>	100
	・リフレッシュルーム	: 100 m <sup>2</sup>	100
⑤福利厚生関係 (通路部分)	・交通部分	: [③+④] ×40%	385
⑥議会関係	・議員図書室	: 100 m <sup>2</sup>	100
	・正・副議長室	: 50 m <sup>2</sup>	50
	・議員応接室	: 50 m <sup>2</sup>	50
	・議会傍観者ロビー	: 100 m <sup>2</sup>	100
	・議会機能共有スペース	: 300 m <sup>2</sup>	300
⑦議会関係 (交通部分)	・交通部分	: ①×40%	240
小計			3,491

(ウ) 合計面積

合計	34,542
----	--------

## 2 国交省「新営一般庁舎面積算定基準」に基づく試算

職員数を基に、国交省「新営一般庁舎面積算定基準」に準じて、庁舎の延床面積を下表のとおり試算したところ、約 31,182 m<sup>2</sup>となる。

区分		試算根拠			試算面積(m <sup>2</sup> )	
①執務面積	区分	職員数 (人)	換算率	換算職員数 (人)	9,598	
	特別職級	6	18	108		
	理事・部長級	20	9	180		
	次長級	36	9	324		
	課長級	111	5	555		
	係長級	193	1.8	347		
	一般職員	505	1	505		
	再任用職員	51	1	51		
	任期付・臨時職員	329	1	329		
	計	1,251		2,399		
	4.0 m <sup>2</sup> ×[換算職員数]					
②付 属 面 積	会議室 ※10%増	職員 100 人当たり 40 m <sup>2</sup> 、10 人増すごとに 4 m <sup>2</sup> 加算 ※基準の 10%増で算出			550	3,392
	電話交換室	換算職員数が 1,600～2,400 人の場合：155 m <sup>2</sup>			155	
	倉庫	[執務面積] × 13.0%			1,248	
	宿直室	1 人まで 10 m <sup>2</sup> 、1 人増すごとに 3.3 m <sup>2</sup> 加算：3 名と設定			17	
	庁務員室	1 人まで 10 m <sup>2</sup> 、1 人増すごとに 1.65 m <sup>2</sup> 加算：3 名と設定			13	
	湯沸室	6.5～13.0 m <sup>2</sup> ：平均 9.75 m <sup>2</sup> ×24 箇所と設定 ※耐火構造・高層の場合は別途算出			234	
	受付及び 巡視だまり	1.65 m <sup>2</sup> ×([人数]×1/3)を標準とし、6.5 m <sup>2</sup> が最小： 6.5 m <sup>2</sup> と設定			6.5	
	便所及び洗面所	全職員数が 150 人以上の場合：[全職員数]×0.32 m <sup>2</sup>			400	
	医務室	全職員数が 1,000～1,500 人の場合：157 m <sup>2</sup>			157	
	売店	全職員数が 150 人以上の場合：[全職員数]×0.085 m <sup>2</sup>			106	
	食堂及び喫茶室	全職員数が 1,000～1,500 人の場合：450 m <sup>2</sup>			450	
	理髪室	全職員数が 1,220～1,970 人の場合：55 m <sup>2</sup>			55	
③固有業務室	次頁を参照			6,540		
小計 (①+②+③)					19,530	
④設 備 関 係 室	機械室 (一般庁舎の 冷暖房の場合)	[①+②+③]が 15,000～20,000 m <sup>2</sup> の場合：1,519 m <sup>2</sup>			1,519	1,850
	電気室 (空気調和の 場合)	[①+②+③]が 15,000～20,000 m <sup>2</sup> の場合：275 m <sup>2</sup>			275	
	自家発電装置	[①+②+③]が 15,000～20,000 m <sup>2</sup> の場合：56 m <sup>2</sup>			56	
⑤通路部分 (玄関、広 間、廊下、階段室等)	[①+②+③+④]×40% ※総務省地方債同意等基準を準用			8,532		
⑥車庫	大型車：台数×20 m <sup>2</sup> 、中型車：台数×18 m <sup>2</sup> 、 小型車：台数×13.2 m <sup>2</sup> (マイクロバス×2、中型車×10)			220		
⑦議事堂 (議場、委員 会室及び議員控室)	35(m <sup>2</sup> /人)×[最大議員定数 30 人] ※総務省地方債同意等基準を準用			1,050		
合計					31,182	

※本来、製図者に係る換算率は「1.7」とされるが、ここでは一般職員と同様に「1」として扱う。

※③⑤⑦については、「新営一般庁舎面積算定基準」に含まれないが一般的な庁舎に必要なスペース

(固有業務室)

室名	面積 (㎡)	備考
業務支援関係	1,425	
専用会議室	1,200	75 ㎡×16 部室
印刷製本室	75	
入札室・閲覧室等	150	50 ㎡×3
議会関係	600	
議員図書室	100	
正副議長室	50	
応接室	50	
議会傍聴者ロビー	100	
議会機能共有スペース	300	
窓口関係	1,120	
市民相談室	140	
公衆だまり	280	
市民ロビー	420	市政情報コーナー含む
食堂・喫茶	280	
防災関係	1,465	
備蓄及び専用倉庫	210	
災害対策本部室	225	
対策室	800	1,000 名×0.8 ㎡
個別会議室及び便所等	230	
保管関係	560	
文書・図面保管室	140	
書庫	280	
倉庫及び紙資源等保管庫	140	
福利厚生関係	460	
健康管理室	50	
休養室	100	50 ㎡×2 室
更衣室	210	
リフレッシュルーム	100	シャワー室含む
その他	910	
新聞記者室	70	
記者会見室	140	
電算室	420	
展望ロビー等	280	
合計	6,540	